



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 年金制度が大きく変わったそうですね。将来いただける年金は、どんな風になったのでしょうか？

A 近年にない大規模な改正で、主に変わったのは次の6項目です。(1)社会保険加入対象の拡大(2)在職老齢年金の見直し(3)厚生年金の標準報酬月額引き上げ(4)遺族年金の見直し(5)遺族基礎年金の見直し(6)私的年金制度等の見直し。順番にご説明します。

【社会保険加入対象の拡大】

一定以上の規模の企業では、パート労働者（学生除く）が①～③を満たすと社保加入になります。

- ① 給与が月額 88,000 円以上
- ② 週の勤務が 20 時間以上
- ③ 従業員数が 51 人以上

①は3年以内に廃止し、③の企業規模は下記のように順次撤廃します。

36人以上	21人以上	11人以上	10人以上
2027.10～	2029.10～	2032.10～	2035.10～

最終的に、②の週所定 20 時間以上だけが、パート労働者の社会保険加入要件となります。

個人事業所の社会保険適用要件も変わります。2029 年 10 月以降新設された個人事業所は 5 人以上の労働者を使用する場合、全業種で適用対象。

【在職老齢年金の見直し】2026 年 4 月から実施

在職老齢年金とは、一定の収入を有する高齢者が受給できる年金額を制限する仕組みです。

現在は、賃金と厚生年金の合計が 51 万円を超えると厚生年金が減額されています。高齢者の活躍を求めるニーズも高まっているため、支給停止の基準額を 62 万円に引き上げます。

【厚生年金保険料の標準報酬月額の引き上げ】

標準報酬月額の上限が下記のように変わります。

65 万→68 万	68 万→71 万	71 万→75 万
2027.10～	2028.10～	2029.10～

【遺族厚生年金の見直し】2028 年 4 月から実施（※女性は 20 年かけて段階的に実施）

現在の仕組み

《女性》30 歳未満で死別⇒5 年間の有期給付
30 歳以上で死別⇒無期給付
《男性》55 歳未満で死別⇒給付なし
55 歳以上で死別⇒60 歳から無期給付

見直し後（男女共通）

60 歳未満で死別⇒原則 5 年間の有期（配慮が必要な場合は 5 年目以降も給付継続）

60 歳以上で死別⇒無期給付（現行どおり）

※有期給付の収入要件（年収 850 万未満）を廃止

【遺族基礎年金の見直し】2028 年 4 月から実施

- ① 元夫の死亡後、妻が遺族厚生年金を受給していたが、妻が再婚したため妻は遺族年金を受け取れなくなった。⇒妻と生計を同じくしていても子供は遺族基礎年金を受け取れるようになる
- ② 夫の死後、妻は収入要件を超えているため遺族基礎年金を受け取れない⇒妻と生計を同じくしていても、子供は遺族基礎年金を受け取れるようになる
- ③ 離婚後、子供を養育していた元夫が死亡したが、元妻は夫の死亡前に離婚していたため、遺族基礎年金を受け取れない⇒元妻に引き取られて、生計を同じくしていても、子供は遺族基礎年金を受け取れるようになる
- ④ 祖父母などの直径血族（又は直径姻族）の養子となり、生計を同じくにしても⇒子供は遺族基礎年金を受け取れるようになる

※子の加算一律 1 人につき 281,700 円になる。

【私的年金等の見直し】

- ・働き方にかかわらず、70 歳になるまで iDeCo に加入し老後の資産を形成できるようにする。
- ・企業型 DC の拠出上限額を 6.2 万円に引き上げる予定。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980